

愛知用水だより

みどり
水土里ネット愛知用水

愛知用水土地改良区
理事長 竹内 啓二



表紙絵

未来へつなごう！
ふるさとの水土里
子ども絵画展 2025
愛知用水土地改良区理事長賞受賞作品
「思い出のトウモロコシ畑」宮崎莉子さん



目次

- 令和7年度通常総代会……………2
- 理事長挨拶・来賓祝辞……………3～5
- 令和8年度収支予算・新役員紹介……………6
- 組合員の皆様へお知らせ……………7～9
(賦課金・農地転用負担金、組合員変更手続き等)
- 令和8年度夏期かんがいについて……………10～11
- 子ども絵画展2025・各事務所連絡先……………12

令和7年度通常総代会

令和7年度通常総代会開催

令和7年度通常総代会を、去る3月19日(木)愛知用水会館4階大会議室において、多数のご来賓をお迎えして開催いたしました。

提案した「愛知用水土地改良区監査細則の一部改正について」をはじめとする11議案は、すべて可決承認されました。



通常総代会議事

- 議案第1号 愛知用水土地改良区監査細則の一部改正について
全国土地改良事業団体連合会の「監査実務の手引」に基づく改正です。
- 議案第2号 令和7年度施行土地改良事業の変更議決について
単独土地改良事業の工事計画見直しにより変更議決を求めるものです。
- 議案第3号 令和7年度補正収支予算の議決について
令和7年度収支予算について収入支出ともに1,799,991千円とするものです。
- 議案第4号 令和8年度施行土地改良事業の議決について
令和8年度施行の各種土地改良事業について議決を求めるものです。
- 議案第5号 令和8年度収支予算の議決について
令和8年度収支予算について、収入支出それぞれ1,703,096千円とするものです。
- 議案第6号 令和8年度賦課金の徴収方法及び時期の議決について
令和8年度賦課金の徴収方法及び時期について議決を求めるものです。
- 議案第7号 農林漁業資金借入金及び償還方法の議決について
災害復旧事業費に充当するために(株)日本政策金融公庫からの借入をする場合の金額、償還方法について議決を求めるものです。
- 議案第8号 一時借入金の限度額及びその方法の議決について
令和8年度の一時借入金の借入金融機関、限度額及びその方法について議決を求めるものです。
- 議案第9号 金銭預入先金融機関の議決について
令和8年度の金銭預入先金融機関について議決を求めるものです。
- 議案第10号 役員等の報酬及び費用弁償の議決について
役員等の報酬及び費用弁償について議決を求めるものです。
- 議案第11号 役員補欠選任について
令和7年12月31日付で役員が退任されたことに伴い、補欠選任を行うものです。



野々山副議長

令和7年度監査報告

当土地改良区の業務並びに会計経理について、令和7年12月22日及び令和8年2月20日に監査を行ったところ適正に処理されていることを認めました。

総括監事	坂	光	正
第1監事	小	川	清
監事	横	条	鈞



令和7年度通常総代会

令和7年度 通常総代会 理事長あいさつ

令和8年3月19日

愛知用水土地改良区
理事長 竹内 啓二

本日ここに、令和7年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様にはご多忙の中、多数ご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

また、ご来賓をはじめ関係機関の皆様には、日頃より当土地改良区の運営並びに事業の推進に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

さて、先の臨時総代会では、維持管理費の高騰に伴う賦課金単価の改定についてご承認を賜り、誠にありがとうございました。

この改定は、組合員の皆様にとって大変なご負担となることは重々承知しておりますが、愛知用水の未来を守り、次世代の農家が安心して営農を続けられる環境を維持するためのものでありますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

時に、近年の農業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

資材価格やエネルギーコストの高騰は農家経営を圧迫し、担い手不足や耕作放棄地の増加といった構造的な課題も深刻さを増しております。

加えて、地球温暖化に伴う気象変動により、昨年の夏は線状降水帯による集中豪雨や記録的な猛暑に見舞われ、また、この冬は各地で雨不足による渇水となっており、豊川用水では、水源の宇連ダムの貯水率が2日前の午後3時半に0%となり、緊急事態に陥りました。何となく、耐え忍んでいただき、難局を乗り切っていただくことを願っています。

愛知用水は、今のところ節水に至っておりませんが、昨今の気象状況をみますと、今年の夏期かんがいを大変心配しているところであり、水管理の重要性はかつてないほど高まっております。

そのような状況においても、愛知用水は昭和36年の通水開始以来、この地域の農業、工業、生活を支え続け、今やこの地域を支える「命の水」として定着してまいりました。

しかし、愛知用水二期事業で改修された後、既に40年以上経過した施設もあり、水路や機械設備の老朽化が顕著となっております。施設の老朽化対策や巨大地震への対策も早急に進めていかなければなりません。

そこでこれらの対策を講じる「愛知用水次期事業」の全体事業構想では、総事業費が2,500億円以上となる見込みであり、事業工期も長期に及ぶことが想定されるため、喫緊に対策を講じる必要のある施設を「先行事業」として位置付け、令和9年度から事業費約400億円をもっての実施を予定しております。

この事業費の負担については、現在、特別委員会「事業費負担検討委員会」を設置し検討を重ねております。

併せて国、県への予算要望についても、積極的に取り組んでいます。

「命の水」を次の50年、100年先へと繋ぎ、将来にわたって「愛知用水」を守ることは、今を担う私たちの責務であり、使命であります。

この次期事業への着手に対し、皆様の格別なるご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

そして、当土地改良区としましても、事務局の更なる合理化を進め、より強靱な農業基盤の構築に邁進してまいりたいと思います。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、監査細則の一部改正、令和7年度補正収支予算、令和8年度土地改良事業及び令和8年度収支予算の議決等の計11議案でございます。

十分ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、総代各位と関係機関の皆様のご健勝と今後益々のご活躍を祈念申し上げまして挨拶いたします。

令和7年度通常総代会

来賓祝辞



愛知県知事 大村 秀章 様
(代理 愛知県副知事

古本 伸一郎 様)

本日は、愛知用水土地改良区の通常総代会が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

竹内理事長を始め、役員、総代の皆様方におかれましては、日頃より土地改良区の円滑な運営並びに施設の管理に、多大なご尽力を賜るとともに、本県農林水産行政の推進に、格別のご理解とご高配を賜っておりますことに、高い席からではございますが、厚く御礼申し上げます。

また1年前、当地域では知多半島の鳥インフルで大変なご苦勞をお掛けしました。関係の皆様、あるいは農業土木を担っておられる皆様の日頃お付き合ひのある事業者はじめ多くの方が、事態を抜けきるために突貫で対応いただいたことに改めて感謝申し上げますとともに、今年はなんとか発生せずに流行期を終えたのではないかと考えておりますが、それも、いわゆる不織布、巨大なマスクの素材を通気口に張って、そこに消毒液を散布すると完全に防御できたという、奇跡の生産者が一軒ございました。そのモデルを農水省に紹介して、今、全国のスタンダードにしようということ、この愛知発で農林水産局を先頭に頑張っておりますので、そのことも感謝とご報告を申し上げる次第であります。

さて、当地域の利水を支える愛知用水施設は、1961年の全面通水からは60年以上、2006年の愛知用水二期事業の改修工事完了からも20年以上が経過しております。

近年は管水路の接手部やひび割れ箇所等からの漏水や、幹線開水路の浮上、先般、大阪でも管が上がってくるという驚きの事故がありましたが、通水障害などが頻発しており、老朽化に伴う様々な影響がみられます。

一方、近年は全国各地で大規模地震が発生しており、2024年8月に発生した、宮崎県の日向灘を震源とする地震では、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高い時に発令される、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が、運用後、はじめて発表されました。

この地域においても、いつ大規模地震が発生してもおかしくない状況となっておりますが、このような中、愛知用水を安定して通水するには、施設の老朽化対策、耐震対策を行うための次期事業、先ほど竹内理事長がおっしゃったいわゆる第三期事業ですが、これを最大限のスピードを上げて事業の目途をつけたいということで、私ども愛知県としては、再来年度の令和9年度事業着手ができるよう、予算化も含めて、今日ご臨席の県会諸先生方のご指導を仰ぎながら、事業化に道をつけたいと思う次第でございます。

県といたしましても、愛知用水土地改良区、水資源機構をはじめとする関係機関と連携し、一日でも早い事業化に努めてまいりますので、皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。

壇上には、大先輩の日高先生もいらっしゃいますが、先程エレベーターで、「水は命」というお話も伺いました。生産者の皆様が安心して取水期を迎えられるためにも、私どもがこの“命の水”を守るべく、最大限互いに努力しあうことを確認しながら、ご祝辞とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。



東海農政局長 秋葉 一彦 様
(代理 東海農政局地方参事官

澤田 真之 様)

本日ここに、愛知用水土地改良区令和7年度通常総代会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げますとともに、一言ご挨拶申し上げます。

竹内理事長をはじめ、本日、ご臨席の皆様方におかれましては、日頃から愛知用水施設の維持管理にご尽力いただくとともに、地域農政の推進、とりわけ農業農村整備事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の農林水産業を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や自然災害、気候変動等の影響、さらには人口減少と担い手不足の進行など、大きく変化しています。こうした中、昨年、改正食料・農業・農村基本法の下で新たな基本計画が策定され、初動5年間で「農業構造転換集中対策期間」とされました。

また、「改正土地改良法」が施行され、今後の土地改良事業の基本的な方向性を明確に示すとともに、農業構造転換集中対策期間で実施する具体的な対策を位置付けた、新たな土地改良長期計画が策定されました。本計画で定められた目標及び事業量の達成に向けて、地域計画と連携しつつ、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や、中山間地域等における作業の省力化整備を推進するとともに、老朽化する農業水利施設の整

備・保全など集中的かつ計画的に進めてまいります。

改正土地改良法に関しては、土地改良区が地域の関係者と連携して「水土里ビジョン」を作成し農業水利施設等の保全に取り組む仕組みが創設されました。

水土里ビジョンにつきましては、将来にわたって地域の良好な営農環境を維持・確立するうえで必要な取組ですので、地域の農業生産基盤の保全等が図られるよう、一層の推進をお願いいたします。

さらに、令和8年度予算につきましては、新たな基本計画を踏まえ、食料安全保障の強化など農林水産業の持続可能な成長を実現するため、総額2兆2,956億円の農林水産関係予算を計上し、農業農村整備事業については、水利施設の計画的更新やため池防災・減災対策等として4,504億円、このうち水資源機構関係の予算として水資源開発事業には86億円を計上しており、現在、国会において審議いただいております。

東海農政局といたしましても、水資源機構とともに愛知用水地区における各般の事業に必要な予算の確保や各種施策の推進に努めてまいりますので、引き続き、現場の声をお届けいたぐとともに、農政へのご支援方よろしくお祈り申し上げます。

結びに当たり、愛知用水土地改良区の益々のご発展と、本日、ご臨席の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和7年度通常総代会



独立行政法人水資源機構中部支社長

笠井 泰 孝 様

愛知用水土地改良区令和7年度通常総代会の開催に当たりまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

竹内理事長をはじめ愛知用水土地改良区の皆様方には、日頃から水資源機構の業務、特に愛知用水の管理運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃からきめ細やかな水管理に取り組んでいただきあわせて感謝申し上げます。

愛知用水の水源である牧尾ダムの状況ですが、昨年12月以降は例年通りの発電運用に伴い貯水位は低下傾向にあります。また、3月に入ってから、全国的な少雨傾向により木曾川本川の流況も決して良くありません。一方で今年の冬の積雪量は平年より少ないため、4月からの貯水量の回復については今後の降雨が期待されるのですが、今後の気象の動向には十分注意し、関係機関と密に情報共有・連携を図りながら、引き続

き適切な水運用に努めてまいります。

さて、愛知用水は通水開始から60年以上が経過しており、二期事業の着手からも40年以上が経過し、水路における漏水や開水路の浮き上がりなど、老朽化に伴う不具合が散見されております。また、今後高い確率で発生が予測される南海トラフ地震に対する耐震性の確保も急務となっております。水資源機構としては、これらの課題に適切に対応し安定通水の確保を図るため、新たな改築事業を令和9年度に着工するべく、関係者の皆様と鋭意調整を進めさせて頂いているところです。この点につきましても、引き続きご理解ご協力の程よろしくお願いたします。

このような状況の下、貴土地改良区におかれましては、関係利水者で構成される「愛知用水事業推進協議会」の中心となり、国などに事業化に向けた提案活動を精力的に実施していただいているところであり、あらためて厚く御礼申し上げます。

最後に、愛知用水土地改良区の益々のご発展と、ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

◎ご来賓の方々

愛知県知事	大村 秀章 様
代理 愛知県副知事	古本 伸一郎 様
東海農政局長	秋葉 一彦 様
代理 地方参事官	澤田 真之 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長	笠井 泰孝 様
愛知県農林基盤局長	下平 達也 様
代理 農地部長	富田 隆広 様

愛知県土地改良事業団体連合会 会長	中野 治美 様
代理 事務局長	佐藤 広尚 様
愛知県土地改良事業団体連合会 半田支会長	神長 健一 様
公益財団法人愛知・豊川水振興協会 理事長	長田 敦司 様
株式会社日本政策金融公庫名古屋支店 農林水産事業統轄	隅田 裕 様
愛知用水土地改良区 顧問	日高 昇 様



用水日記

令和7年度 後期

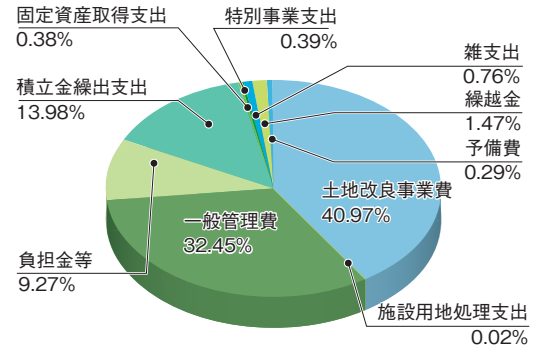
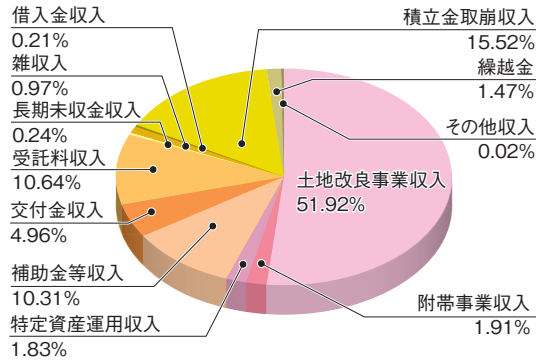
月 日	事 項	場 所
12月 1日	管理委員会	大 府 市
12月22日	監事会	大 府 市
12月25日	総務委員会、理事会	大 府 市
1月 5日	仕事始め式	大 府 市
1月19日	特別委員会（事業費負担検討委員会）	大 府 市
1月26日	総務委員会	大 府 市
1月29日	推薦会議	大 府 市
2月 9日	水土里ネット愛知 半田支会役員会	半 田 市
2月16日	特別委員会（事業費負担検討委員会）	大 府 市
2月19日	水土里ネット愛知 半田支会通常総会	半 田 市

月 日	事 項	場 所
2月20日	監事会、監査	大府市、みよし市
2月25日	理事会	大 府 市
3月2～6日	ブロック別総代説明会	春日井市 他
3月 4日	全土連理事会	東 京 都
3月 5日	県土連理事会	名 古 屋 市
3月19日	通常総代会、特別委員会（事業費負担検討委員会）	大 府 市
3月23日	愛知・豊川水振興協会評議員会	名 古 屋 市
3月24日	県土連通常総会	名 古 屋 市
3月25日	全土連通常総会	東 京 都
3月31日	辞令交付式	大 府 市

令和7年度通常総代会

令和8年度収支予算

令和8年4月1日から令和9年3月31日



(※四捨五入の都合上、合計が100%とならない場合があります。)

収入		単位：円
科目	決算額	
土地改良事業収入	884,213,000	
附帯事業収入	32,614,000	
固定資産貸付収入	340,000	
特定資産運用収入	31,201,000	
補助金等収入	175,544,000	
交付金収入	84,500,000	
寄付金収入	1,000	
受託料収入	181,220,000	
長期未収金収入	4,100,000	
雑収入	16,536,000	
借入金収入	3,500,000	
積立金取崩収入	264,297,000	
固定資産売却収入	30,000	
繰越金	25,000,000	
計	1,703,096,000	

支出		単位：円
科目	決算額	
土地改良事業費	697,810,000	
施設用地処理支出	401,000	
一般管理費	552,699,000	
負担金等	157,851,000	
積立金繰出支出	238,149,000	
固定資産取得支出	6,500,000	
特別事業支出	6,720,000	
雑支出	12,966,000	
繰越金	25,000,000	
予備費	5,000,000	
計	1,703,096,000	

●●新しい役員が就任しました●●



理事 ^{にいみ} 新美 ^{ちかお} 周大 (半田市)

今回の通常総代会において、理事の補欠選任が行われ、新美周大氏が就任しました。任期は令和10年4月6日までとなります。

退任された役員 理事 杉浦 正幸 (半田市)

組合員の皆様へお知らせ

令和8年度経常賦課金

令和8年度賦課金は、令和8年3月19日に開催の通常総代会に於いて、去る令和7年9月19日開催の臨時総代会で議決いただいた改正賦課金単価を適用させていただくことが議決されました。

土地改良区では、内外の厳しい農業情勢を踏まえ、今後とも事務の合理化、諸経費の節減に努めてまいりますので組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○単価の改正（令和8年4月1日から）

愛知用水土地改良区では、組合員の皆様の負担増とならないよう平成8年より約30年もの間、単価改正を行うことなく運営してまいりました。

この間、物価高騰や施設の老朽化による維持管理費の増高により大幅に上昇した経費について、積立金の取り崩し等を行い補ってまいりました。

しかし、現在の試算では今後も積立金の取り崩しが拡大することから、令和8年度より賦課金単価を改正いたします。

地目別	区分	㎡当たりの賦課額（円）			賦課基準日	納期
		上流部	中流部	下流部		
一般補給田	普通の補給田	6.70	6.79	6.79	令和8年4月1日 基準日現在の 土地原簿記載内容	令和8年5月11日
	高度の湿田	4.35	4.35	4.35		
普通畑果樹園	畑地かんがい施設地	6.70	6.79	6.79		
	畑地かんがい施設未施行地	4.35	4.35	4.35		
開田・天水田		8.64	8.70	8.78		

- ・賦課金は「土地改良法第36条」及び「愛知用水土地改良区定款」に基づき、愛知用水土地改良区の運営や施設の維持管理等に充てることを目的として賦課されるものです。
- ・土地原簿（組合員の皆様がお持ちしている土地の詳細）は、組合員の申請により閲覧・交付することができます。必要な方は最寄りの事務所（12ページ参照）までお問合せください。

○賦課金納入のお願い

納期内にご納入いただけませんと督促状（督促手数料が加算）や催促状、催告書を発行させていただきます。納入いただけない場合は滞納処分の対象となってまいります。

お支払いは三菱UFJ銀行及び愛知県内のJA、ゆうちょ銀行の窓口・口座振替、コンビニ・アプリ決済がご利用いただけます。

※複数の納付方法での重複入金が多く発生しております。

複数の納入方法がございますので重複納入にご注意いただき、内容をご確認の上入金いただきますようお願いいたします。

《法律事務所による経常賦課金等未納金の徴収手続き》

現在、経常賦課金等の未納がある組合員に対し、当地改良区が業務委託契約しています下記の法律事務所から納付催告を行う場合があります。

【委託先】 入谷法律事務所 代表弁護士 入谷正章
名古屋市中区丸の内3丁目17-6 ナカトウ丸の内ビル8階

令和8年度農地転用負担金

令和8年度農地転用負担金は、去る令和7年9月19日開催の臨時総代会に於いて令和8年度からの経常賦課金単価改正に伴い、それを根拠として算出している農地転用負担金についても同様に改正されることが議決されました。

土地改良区は地区内の農地へ課している賦課金で維持管理等を行っています。

農地転用等により、地区除外されると維持管理等にかかる費用を残存農地で負担しなければならなくなり、事業当初の費用負担で賄うことができなくなります。そういった事態を避けるため、農地転用等により地区除外する場合は「土地改良法第43条第2項」により決済が義務付けられています。

○単価の改正

令和8年度より農地転用負担金単価を改正いたします。

329円/m²

○農地転用手続きのお願い

- ・農地法の改正により市街化区域内の農地を転用する場合の農業委員会への申請に土地改良区が発行する受理証明書の添付の必要はなくなりましたが、土地改良区に対する手続き、決済が必要です。
- ・道路整備等のため公共買収、寄付された農地についても土地改良区に対する手続き、決済が必要です。公共用地への転用は通常の農地転用手続きが免除されるため、土地改良区に通知されないことがありますので手続きについて事業者と十分確認をしてください。
- ・土地改良区での手続きをされませんと継続して賦課金が賦課されますのでお忘れのないようお手続きください。

賦課金納入方法の拡充

三菱UFJ銀行、愛知県内のJA、ゆうちょ銀行の窓口及び口座振替に加えて「コンビニ決済」と「アプリ決済」による納入もお受けしております。

重複納入防止の観点から前年度の実績を基に各種納付書を郵送させていただきますので、納入方法を変更されたい方は本紙12ページ記載の担当事務所までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

三菱UFJ銀行、愛知県内のJA

コンビニ、バーコード決済、ゆうちょ銀行

※三菱UFJ銀行及びJAではご利用いただけません。

組合員変更手続き

組合員情報の変更には「組合員資格得喪通知書」の提出が必要となります。

提出にあたり、様式が必要な方、ご不明な点がある方は本紙12ページ記載の担当事務所までご連絡ください。

なお、「組合員資格得喪通知書」の様式は当土地改良区ホームページからもダウンロードが可能となっておりますのでご利用ください。

○変更の届出

「土地改良法第44条」により、組合員に資格得喪の届け出義務があります。

組合員資格得喪通知書は相続や売買による土地所有権の移転や、賃貸借の設定・解約による耕作者の変更などを原因として、その土地の組合員資格に異動が生じた場合に土地改良区に提出しなければならない書類です。

法務局や農業委員会で手続きしている場合でも当土地改良区に対してこの通知書を提出しなければ組合員名簿や土地原簿の修正がされず、従来のまま賦課されますのでご注意ください。

この通知書は、組合員資格得喪の対抗要件であるため、提出がなければ組合員資格の喪失を土地改良区に対して主張することはできません。

○権利の承継

土地改良区の組合員がその資格にかかる権利の目的となっている土地についてその組合員資格を失った場合に、その者がその土地に有していた事業に関する権利義務は、その土地についての権利の継承（相続、売買等）によってその土地につき組合員たる資格を得た者に移転します。

「土地改良法第43条第1項」の規定により承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、前組合員の滞納金も含まれます。

※黒色のボールペンでご記入下さい

土地原簿に登録されている方の郵便番号・住所・氏名・組合員番号を記入し、押印してください
※相続を原因とする異動で現資格者が亡くなっている場合の押印は必要ありません

新たに資格を取得される方の郵便番号・住所・氏名・組合員番号を記入し、押印してください
※農地転用での提出の場合は記入の必要はありません

組合員資格得喪通知書

令和 年 月 日

愛知用水土地改良区理事長 様

現資格者 郵便番号 474-0025
住 所 愛知県大府市中央町3丁目6番地の1

氏 名 愛 知 花 子 印
組合員番号 (〇〇 - ×× - △△△△△△)

新資格者 郵便番号 474-0025
住 所 愛知県大府市中央町3丁目6番地の1

(フリガナ) アイ チ タ ロウ 印(女)
氏 名 愛 知 大 郎 印
生年月日 大正・昭和・**平成** 〇〇年 〇〇月 〇〇日
電話番号 (〇562 - 44 4800)
組合員番号 (〇〇 - ×× - △△△△△△)

下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。
なお、権利義務の承継に係る賦課金等（年賦金及び滞納賦課金、過怠金、転用決済金等）は、現資格者、新資格者の双方で確認し、協議の結果、新資格者が定款の定めるところにより支払うことを確約致します。

記

1. 資格得喪の対象たる土地（相続等で全ての農地が対象になる場合は「全筆」と記入）

市町	大字	字	地番	地目	用途	地籍印	備 考
大府市	中央町	3丁目	〇〇	田	田	××	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 印(印)・売買・利用権の取得・利用権の喪失
その他 ()

(2) 時 期 令和〇〇年××月△△日

事務所 所 長	本 所 担 当	本 所 担 当 課 長	本 所 担 当

当てはまる事由を○で囲ってください

原因日や施行時期を記入してください

令和8年度 夏期かんがいについて

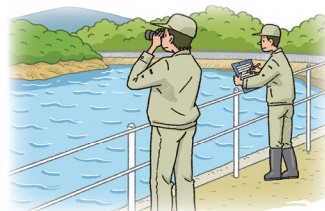
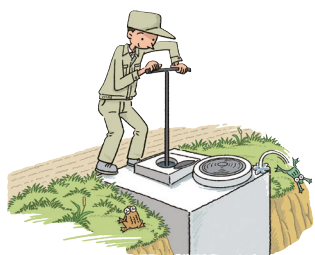
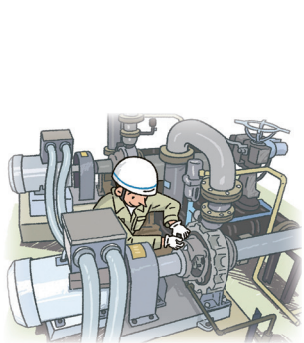
夏期かんがい期間 (5月1日～10月3日)

使用水量縮減の取り組みについて

愛知用水二期事業完了後、愛知用水土地改良区では組合員の皆様にご理解をいただき、「ムダな水は流さない！」をモットーに愛知用水の有効利用に取り組んでまいりました。

令和8年度の夏期かんがいでは、各地区で期間中の目標水量を定め、より一層の計画的な配水を行うこととしております。

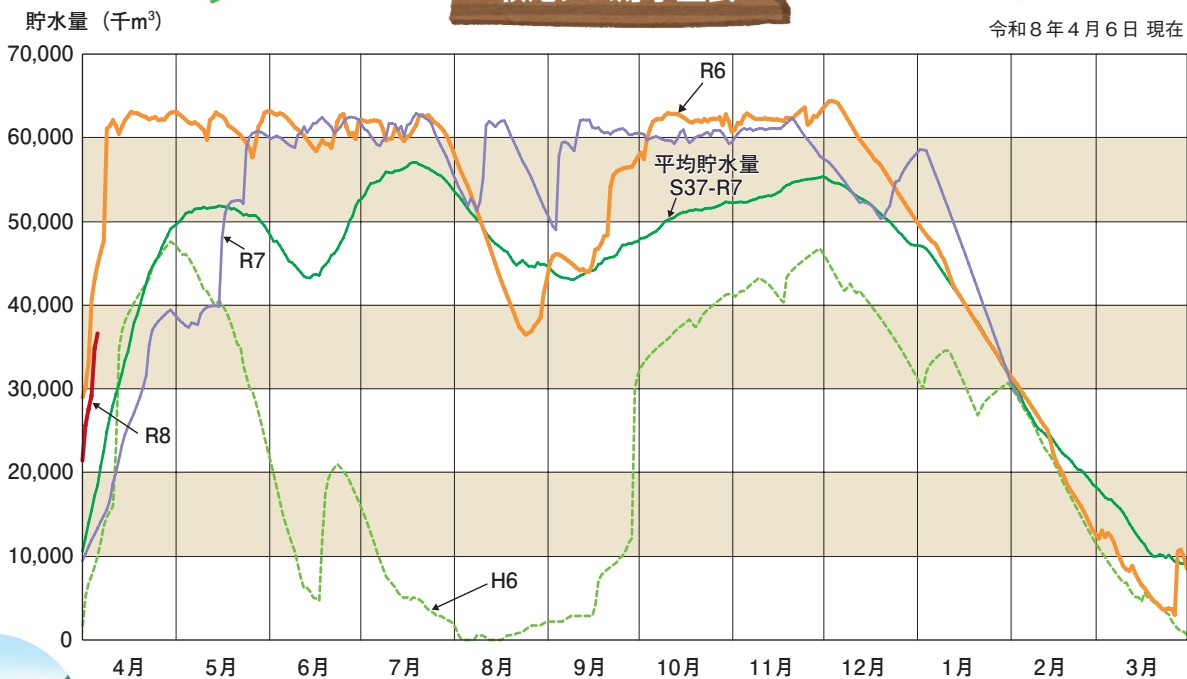
管理区、管理班と連携を密にして配水管理にあたりますので、組合員の皆様のご協力をお願いします。



よろしくお願いします

令和8年度 牧尾ダム 水源状況

牧尾ダム貯水量表



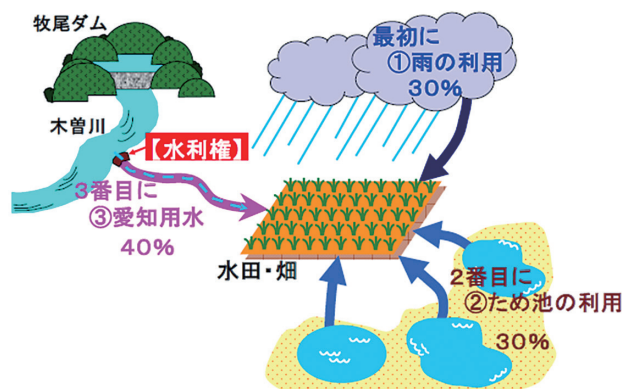
1年間に木曽川から取水できる量は決まっています！

愛知用水では、決められた量を上回って取水する状態が続いています。
このままでは、河川管理者から取水を止められてしまうことも考えられます。
今まで以上に水を有効に使ってください！

愛知用水土地改良区

◎水を使う順番

①雨水、②ため池、③愛知用水
の順で水を使うこととなっています。
雨やため池の水を優先して使うことで、
愛知用水からの補給量を減らすことができます。



(1) 雨が降ったら水を止める。

雨は貴重な水資源です。
20mm以上の雨が降ったら支線水路への送水を停止します。
各ほ場の給水栓を閉め、愛知用水からため池への補給を止めてください。

(2) ため池の余水吐から水は流さない。

ため池が満水だと、雨が降っても余水吐からあふれてしまいます。
ため池の水を普段から使い、雨を溜められるようにしましょう。
また、より有効的な水利用のために、ため池の水は落水までに使い切ってください。

◎かけ流しはしない！

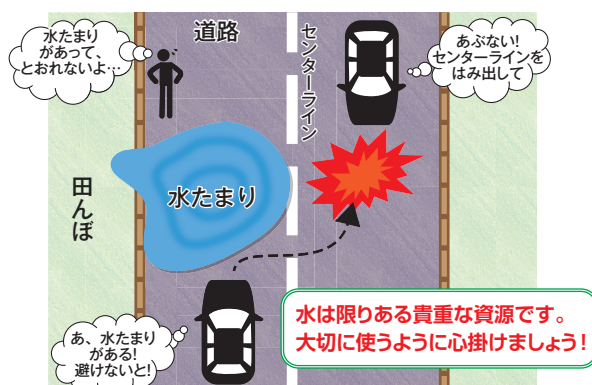
かけ流しは、貴重な水を無駄に使うこととなります。
(ここでは、①見回りの時間を取れないため、給水栓の操作をせず少しずつ用水を足しているもの、
②出穂後のかけ流しの2つの意味を持っています)

◎水田の漏水防止！

水田からの漏水は、適正な水管理ができず、水稻の生育を妨げることがあります。
漏水を防止することは用水の無駄をなくすことにもなりますので、水尻やあぜを確認し漏水を減らすよう努めてください。

◇農地を所有されている方ならびに耕作されている方へ

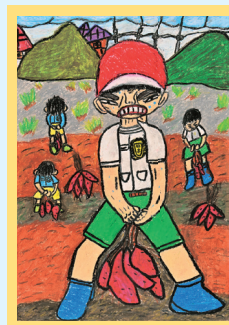
田んぼからあふれた水が交通事故をまねきます。
「田んぼ」からあふれた水が道路に流れ込み大きな水たまりを作っています。
その水たまりを通行車両が避けるため、このような危険な場面が起きています。
また、歩行者の妨げにもなっています。
水の管理を徹底しましょう。



未来へつなごう！ふるさとの水土里 子ども絵画展2025

全国水土里ネットが、未来を担う子どもたちに絵画を通じてふるさとの素晴らしさを発見し、水と土への関心を高めてもらうとともに、作品の展示や作品集の発行により、多くの人々に農業・農村の魅力をアピールすることを目的として開催しているこの絵画展は、今年で26回目を迎えます。

全国から2,625点の作品が寄せられ、当土地改良区経由の応募作品23点のうち、武豊町の山本湊士さん（3年生）が協賛企業・団体賞（クマさんのふるさと賞）に、同じく武豊町の宮崎莉子さん（5年生）が水土里ネット賞（愛知用水土地改良区理事長賞）に選ばれました。心を込めて作品を描いてくれた子どもたちや、そのご家族をはじめ、絵画展に関わったすべての方に、深く感謝を申し上げます。



「さつまいもとったどー！」
山本湊士さん（3年生）

各事務所連絡先（）内は関係市町

執務時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時は休務）

本 所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
〒474-0025

春日井事務所 愛知県春日井市岩成台六丁目1番3号
〒487-0033（犬山市、小牧市、春日井市、名古屋市守山区、尾張旭市、瀬戸市）

三好事務所 愛知県みよし市三好町上砂後17番地
〒470-0224（長久手市、日進市、東郷町、豊明市、みよし市、豊田市、知立市、刈谷市、名古屋市緑区）

大府事務所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
〒474-0025（大府市、東浦町、東海市、阿久比町、半田市、名古屋市緑区）

半田事務所 愛知県半田市出口町一丁目56番地の5
〒475-0903（阿久比町、半田市、知多市、常滑市）

美浜事務所 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面92番地3
〒470-2406（武豊町、美浜町、南知多町）

ホームページ <http://www.aichiyosui.or.jp>

TEL 0562-44-4800（代表）

TEL 0562-44-4800（総務課・会計課）

TEL 0562-44-4803（管理課）

TEL 0562-44-4805（工務課）

FAX 0562-44-4801

TEL 0568-91-1244

FAX 0568-91-1245

TEL 0561-32-2365

FAX 0561-32-0228

TEL 0562-44-4700

FAX 0562-44-4701

TEL 0569-21-2198

FAX 0569-24-4040

TEL 0569-82-0162

FAX 0569-82-1317



印刷業から情報デザイン業へ

Info. + Design

長年培った表現技術を活かして最適な見せ方をご提案します。

株式会社 **クイックス** ■本社
〒448-0025 愛知県刈谷市幸町2-2
TEL 0566-24-5511（代表）

広告募集

発行部数 32,000部

サイズ 縦50mm×横89mm(A4サイズの1/10)
からA4サイズまで

※申し込んでも、掲載内容等によりお断りする場合があります。

【申込・問い合わせ】愛知用水土地改良区 総務課
電話番号：0562-44-4800

愛水技術研究会

【当研究会は、日々愛知用水の水を守る為、工事・維持修繕を担っています】

（会長）株式会社 花井組・（副会長）株式会社 松浦組・（会計）株式会社 ヒューテック

（会員数 45社）

連絡先 TEL 0562-83-4184（事務局（株）ヒューテック内）